

## 議案第59号

### 大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例の一部を改正 する条例案

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「1日につき400円」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 教育委員会規則で定める長期休業期間中に当該事業を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 午前9時から午後1時までの時間帯において当該事業を利用しようとする場合 1日につき400円

(イ) 午前9時から午後3時までの時間帯において当該事業を利用しようとする場合（(ア)に掲げる場合を除く。） 1日につき600円

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 1日につき800円

イ アに掲げる場合以外の場合 1日につき400円

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例第4条第2号の規定は、この条例の施行の日以後の同号の事業の利用に係る使用料について適用し、同日前の同号の事業の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

平成30年 2 月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

幼稚園において行われる一時預かり事業に係る使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（抄）

（幼稚園使用料）

第4条 幼稚園使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省 略

(2) 幼稚園において行われる子ども・子育て支援法第59条第10号に掲げる事業を利用する場合

1日につき400円

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 教育委員会規則で定める長期休業期間中に当該事業を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 午前9時から午後1時までの時間帯において当該事業を利用しようとする場合 1日につき400円

(イ) 午前9時から午後3時までの時間帯において当該事業を利用しようとする場合（(ア)に掲げる場合を除く。） 1日につき600円

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 1日につき800円

イ アに掲げる場合以外の場合 1日につき400円